

取 扱 基 準

名 称	新潟市老人クラブ補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	老後を健全で豊かなものにするための自主組織である老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の社会活動を振興する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	○ 年間を通じたクラブ活動の実施（月1回以上） ○ 活動参加者が概ね会員数の60%以上
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	老人クラブが行う①社会奉仕活動②教養研修事業③健康増進事業に必要な謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料
補助額及びその算定方法又は補助率	活動割（@3,000円×年間活動月数）と会員割（@360円×当該年度4月1日会員数）との合計額を補助基準額とし、補助対象経費と補助基準額とを比較し、いずれか低い方の額とする。（実行補助率は実際の申請により決定するため未定） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 国及び市からの補助金により運営している旨を会員等に周知する。
	〔媒体〕 実施事業における配布印刷物及び総会資料に記載する。
担当部署	福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係 電 話 025-226-1290 e-mail koreisha@city.niigata.lg.jp